

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 5月 17日	
(宛先) 前橋市長	
提出者	
住 所	前橋市鳥取町123
氏 名	相模屋食料株式会社
代表取締役社長 鳥越 淳司	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	027-269-2345
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	相模屋食料株式会社 第一工場
事業場の所在地	群馬県前橋市鳥取町123
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	豆腐・油揚げ製造業 (E09 食品製造業)
② 事業の規模	7,500,000千円
③ 従業員数	131人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類

動植物性残渣

汚泥

排出量

1704 t

601 t

(これまでに実施した取組)

- ・脱水機による汚泥の減容化。
- ・汚泥脱水機をメンテナンス修理し、脱水効率を向上させた。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

動植物性残渣

汚泥

排出量

1700 t

600 t

(今後実施する予定の取組)

- ・歩留まり向上の取り組み。
- ・余剰汚泥の削減ができる様、排水設備の運転方法を模索する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・種類別に廃棄置き場の設定。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・生産ロスを削減する取り組みを行う。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	83 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄場に分類ポップを作成し掲示して、再生利用品の増加に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	排出量	80 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 種類別に廃棄場の設定。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 再生品増加への取り組みを行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	1533.6 t	t
	(これまでに実施した取組) ・乾燥機による減容化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1500 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・乾燥機による減容化を継続予定。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	170.4 t	601 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	170.4 t	601 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託業者と連絡とり問題なく処分、再生利用されている のか確認を取る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全 処 理 委 託 量	83 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	83 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託業者と連絡とり問題なく処分、再生利用されている のか確認を取る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥
	全処理委託量	200 t	600 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	200 t	600 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥脱水機の運転に関して、薬品添加量を最適にして効率の良い運転に努める。		
※事務処理欄			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	80 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	80 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 分別、細分化で効率よく回収できる様、努める。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

相模屋食料株式会社
産業廃棄物の一連の処理の工程

【動植物性残さ】

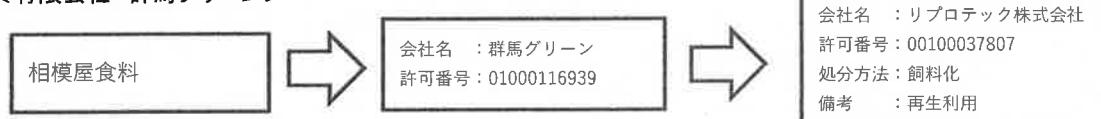
＜リプロテック株式会社＞



＜センヨシロジスティック 株式会社＞

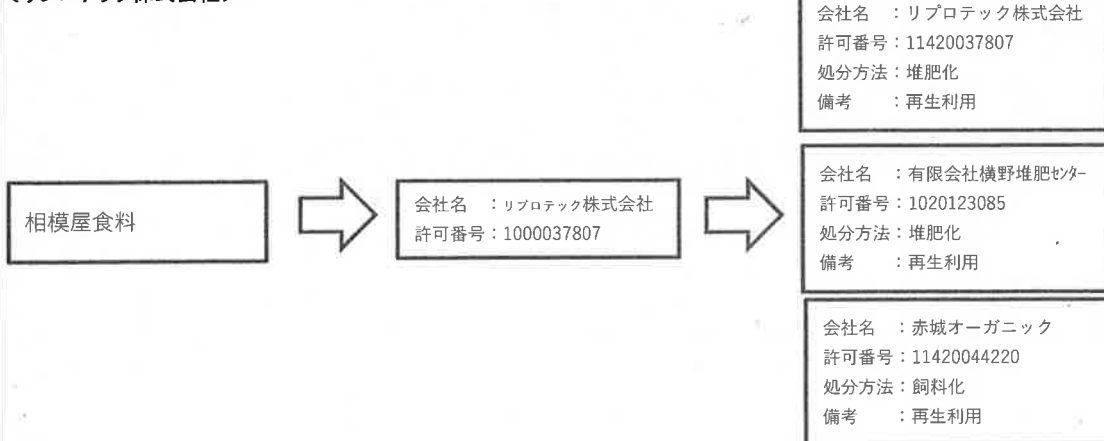


＜有限会社 群馬グリーン＞



【汚泥】

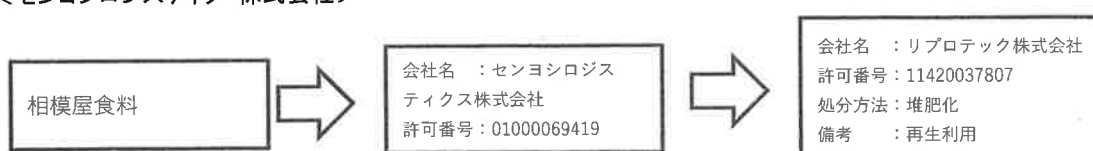
＜リプロテック株式会社＞



＜アドバンティク・レヒュース＞



＜センヨシロジスティック 株式会社＞



【廃プラスチック類】

<ウム・ヴェルト>

相模屋食料

会社名 : ウム・ヴェルト株式会社
許可番号 : 01000053728

会社名 : ウム・ヴェルト株式会
社
許可番号 : 01120053728

相模屋食料

会社名 : ウム・ヴェルト株式会社
許可番号 : 01000053728

会社名 : 株式会社サニックス
許可番号 : 01020002851
処分方法 : 破碎・焼却

<リプロテック株式会社>

相模屋食料

会社名 : リプロテック株式会社
許可番号 : 1000037807

会社名 : 株式会社クリーンテックサーマル
許可番号 : 01120101157
処分方法 : 焼却

【廃蛍光管】

<株式会社丸越>

相模屋食料

会社名 : ウム・ヴェルト株式会社
許可番号 : 01000053728

会社名 : ウム・ヴェルト会社
許可番号 : 01120053728
処分方法 : 破碎

別紙 2. 相模屋食料株式会社 廃棄物の処理に係る管理体制図

